

長野県肉用牛肥育経営安定特別対策事業の運用について

平成 28 年 6 月 2 日

一般社団法人 長野県畜産会

第 1 肥育牛補てん金交付契約

- 1 一般社団法人長野県畜産会肉用牛肥育経営安定特別対策事業業務方法書（以下「業務方法書」という。）第 6 条第 1 項の本会が別に定める肥育牛補てん金交付契約申込書は、別添 1「肥育牛補てん金交付契約申込書」のとおりとする。
- 2 業務方法書第 6 条第 2 項の本会が別に定める肥育牛補てん金交付契約書は、別添 2「肥育牛補てん金交付契約書」のとおりとする。
- 3 肥育牛補てん金交付契約締結後、契約生産者の引退等により、子弟が経営を継承する場合や親族に経営委譲される場合（経営実態の変更を伴う生産者の名称変更）、契約生産者は、別添 3「契約生産者変更届書」に必要事項を記入の上、戸籍抄本（写）（個人の場合のみ）、通帳（写）（補てん金受取口座に変更のある場合のみ）を添えて遅滞なく本会へ届出るものとする。
子弟又は親類以外に経営委譲される場合は、肥育牛補てん金交付契約を締結した後、第 9 により契約肥育牛の権利義務の承継手続をとるので、承継希望者は第 1 の 1 による別添 1「肥育牛補てん金交付契約申込書」を遅滞なく本会へ届出るものとする。
- 4 前項による経営委譲のほか「肥育牛補てん金交付契約申込書」に変更が生じた場合、契約生産者は、別添 4「申込内容変更届書」により遅滞なく本会へ届出るものとする。また、婚姻や組織改編等により契約生産者の名称が変更される場合（経営実態の変更を伴わない生産者の名称の変更）も、本届出書によるものとする。
- 5 業務対象年間の途中で本事業から脱退する場合は、別添 5「肥育牛補てん金交付契約解約届書」を遅滞なく本会へ届出るものとする。この場合当該契約生産者と締結した肥育牛補てん金交付契約は、本会が受理した時点で終了するものとし、それまで納付した生産者積立金及び手数料の返還はせず、業務対象年間終了後の無事戻しも受けることはできないものとする。
- 6 契約生産者が肥育経営を中止（廃業）した場合は、別添 6「経営中止（廃業）届書」により遅滞なく本会へ届出るものとする。やむを得ない理由（災害、死亡、病気、疾病、高齢等）に該当する場合は、当該契約生産者と締結した肥育牛補てん金交付契約は、契約期間の終了日まで有効とし、それまで納付した生産者積立金及び手数料の返還はしないが、業務対象年間終了後、肥育安定基金に残額があれば、在庫牛の優先返還後肥育安定基金を造成した割合に応じ返戻する。
なお、やむを得ない理由に該当しない場合は、前項を適用する。

第 2 補てん金交付対象肥育牛

- 1 業務方法書第 9 条（4）の繁殖又は搾乳の用に供していない牛とは、以下の牛を含まない牛とする。

雌牛	<ul style="list-style-type: none"> ・人工授精あるいは自然交配を行った牛 ・受精卵移植を行った牛（受卵牛） ・卵子あるいは受精卵を採取した牛（供卵牛）
雄牛	家畜改良増殖法に基づく「種畜証明書」が発行された牛（種雄牛）

第3 個体登録関係

- 1 業務方法書第11条第1項の本会が別に定める個体登録申込書は、別添7「肥育牛個体登録申込書」あるいはアドインシステムで作成した書類とする。
 なお、家畜商から購入する場合は、当該家畜商名と契約生産者名及び販売価格が記載され、かつ、契約肥育牛であることが確認できる書類（別添8「相対取引における売買の証拠書類例」に準じた記載内容であること）を添付することとする。ただし、金融機関を通じて代金の授受を行ったことが確認できる場合に限る。
- 2 業務方法書第11条第3項の本会が牛トレサ法第3条に基づく牛個体識別台帳に記録された事項を利用して、当該牛の個体識別番号、生年月日、性別、品種、導入年月日及び飼養場所の確認方法は、「マルキン肥育牛管理システム」の牛個体識別全国データベースとのマッチング機能等を用いて確認することとする。
 なお、このマッチングでエラーとなった場合は、当該申込肥育牛の個体登録はできないこととする。
- 3 業務方法書第12条第1項の本会が備える個体登録台帳とは、「マルキン肥育牛管理システム」の管理台帳とする。
- 4 業務方法書第12条第2項の本会が別に定める方法により契約生産者にその内容を通知するとは、事務委託先を経由して別添9の「個体登録通知書」を交付することとする。
- 5 「肥育牛個体登録申込書」の提出にあたっては、円滑な業務推進のため、契約生産者は事務委託先を通じて提出するものとし、提出期限は業務方法書第11条第1項に定める期日を厳守したうえで、以下のとおりとする。

	契約生産者→事務委託先	事務委託先→畜産会
外部導入牛	導入した日の翌月5日 [ただし、この日が満14か月齢を超える場合は満14か月齢に達する日の10日前とし、この日が満6か月齢に満たない場合は、満6か月齢に達する日の翌月5日]	導入した日の翌月15日 [ただし、この日が満14か月齢を超える場合は満14か月齢に達する日]
自家産牛	満6か月齢に達する日の翌月5日	満6か月齢に達する日の翌月15日

6 業務方法書第 12 条第 3 項の本会が別に定める個体登録内容変更届は、別添 10 の「個体登録内容変更届」のとおりとする。

7 個体登録台帳への記載後、契約肥育牛を同一県内の自牧場に移動した場合は、別添 11 の「飼養場所変更届」により遅滞なく本会に届出るものとする。

第 4 販売の確認等

1 業務方法書第 15 条第 1 項の本会が別に定める販売確認申出書とは、別添 12 「販売確認申出書／異動報告書」あるいはアドインシステムで作成した書類とし、販売を行ったことを証する書類は、次のとおりとする。

①家畜市場（生体市場）、と畜場、食肉センター及び食肉会社等に出荷する場合は、それらを運営する者が発行する書類で、契約生産者の出荷であること、契約肥育牛であること及び販売価格が確認できる書類。

②系統委託販売の場合は、委託を受けた農協等が発行する書類で、契約生産者の出荷であること、契約肥育牛であること及び販売価格が確認できる書類。

③家畜商に販売する場合は、当該家畜商名と契約生産者名及び販売価格が記載され、かつ、契約肥育牛であることが確認できる書類（別添 8 「相対取引における売買の証拠書類例」に準じた内容であること）。ただし、金融機関を通じて代金の授受を行ったことが確認できる場合に限る。

2 業務方法書第 15 条第 2 項の本会が牛個体識別全国データベースに基づき、契約肥育牛であること、販売の事実、販売時の月齢及び販売日の確認方法は、「マルキン肥育牛管理システム」の牛個体識別全国データベースとのマッチング機能等を用いて確認することとする。

なお、このマッチングでエラーとなった場合は、当該申込肥育牛の販売報告はできないこととする。

3 業務方法書第 16 条第 1 項の本会が別に定める肥育牛異動報告書とは、別添 12 「販売確認申出書／異動報告書」あるいはアドインシステムで作成した書類とする。

なお、と畜前に死亡した契約肥育牛及びと畜場での検査により全廃棄処分となった契約肥育牛については、食肉としての販売が確認できないため、異動として報告するものとするとともに、当該個体は補てん金交付対象肥育牛として扱わないものとする。

また、個体登録後に繁殖供用した（あるいは繁殖供用の事実が判明した）場合は、遅滞なく異動報告書を提出すること。

4 「販売確認申出書」の提出にあたっては、円滑な業務推進のため、契約生産者は事務委託先を通じて提出するものとし、提出期限は業務方法書第 15 条第 1 項に定める期日を厳守したうえで、以下のとおりとする。

契約生産者→事務委託先	事務委託先→畜産会
販売した日の翌月 5 日	販売した日の翌月 15 日

第5 生産者積立金

- 1 業務方法書第17条の生産者積立金の額は、品種区分毎に機構が定める額とするとは、下記の金額とする。

全国単価

(単位：円/頭)

適用対象	肉専用種	交雑種	乳用種	備考
平成28年度 (28年4月1日から)	10,000	25,000	26,000	平成28年4月18日付け通知より

- 2 業務方法書第18条の本会が別に定める生産者積立金の納付方法は、以下のとおりとする。

事務委託先	一般社団法人長野県配合飼料価格安定基金協会（以下「配飼協」という。）	配飼協以外
納入方法	以下の方法のいずれかを契約生産者が選択するものとする。 ①本会の指定する口座へ契約生産者が直接振込。 ②契約生産者が指定する口座から本会が自動引落し。	以下の方法のいずれかを契約生産者が選択するものとする。 ①本会の指定する口座へ事務委託先を経由して振込。 ②契約生産者が指定する口座から本会が自動引落し。

- 3 生産者積立金等の請求書の発行は、業務方法書第18条に定める以下の請求月齢に達する月の前月の15日に行う。但し、請求書発行までに、異動報告書により死亡の報告があった当該肥育牛については、個体登録を抹消又は請求前異動処理することとし生産者積立金請求から除外するとともに、販売報告があった当該肥育牛については、速やかに個別請求書を発行する。

品種区分	請求月齢
肉専用種	黒毛和種 25 か月齢、褐毛和種 22 か月齢、短角・無角和種、外国種、その他（肉専用種間の交雑種等） 20 か月齢
交雑種	22 か月齢
乳用種	18 か月齢

第6 肥育牛補てん金単価及びその交付

- 1 業務方法書第23条第1項に定める補てん金交付単価の公表方法は、本会から契約生産者への通知をもって行うものとし、当該事務委託先へもその内容を通知する。

また、その交付に際しては、契約生産者へ別添13「肥育牛補てん金交付通知書（振込）」により通知するとともに、当該事務委託先へもその内容を通知する。

- 2 補てん金の交付方法及び期日は、基本的に該当する四半期（あるいは月）毎の2ヶ月後の末日までに、概算金を交付し、当該四半期の最終月期に販売された契約肥育牛の補填金の交付の際に精算金を交付することとし、交付先は契約生産者より肥育牛補てん金交付契約申込書によって申し出のあった指定口座とする。

第7 業務に係る事務の委託

- 1 業務方法書第25条に定める事務の委託は、「肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る事務委託契約書」をもってこれを行う。
- 2 本会が事務委託先に対して支払う委託費（個体識別技術料）は、次により算定することとし、実績に応じてこれを支払う。
個体登録頭数（当該年度の4月～3月）×本会が別に通知する単価

第8 手数料

- 1 業務方法書第28条第2項に定める手数料の額、納付期日その他手数料に関する事項は、下記のとおりとする（全品種区分共通）。
 - ①手数料1頭当たり単価 : 900円
 - ②手数料徴収対象 : 平成28年4月以降に請求月齢に達する牛から（請求前販売牛も含む）
 - ③手数料徴収方法 : 生産者積立金と併せて徴収

第9 契約肥育牛の権利義務の承継

- 1 契約生産者が、業務対象年間途中で肥育経営を中止又は廃業する場合は、別添14「肉用牛肥育経営安定特別対策事業 権利承継の手順書」により、本会の承認を得て、個体登録申込牛及び契約肥育牛の補てん対象となる権利義務を同一県内の他の契約生産者に承継できるものとする。

第10 機構理事長が適当と認める事業対象牛の承認

- 1 業務方法書第6条に規定する理事長が適当と認める事業対象牛」の承認を受けたい場合は、別添15「理事長が適当と認める事業対象牛の承認申請の手順書」により、承認申請の手続きを行うものとする。
なお、理事長が適当と認める事業対象牛の要件の確認については、別添15の別紙「理事長が適当と認める事業対象牛に係る要件と承認申請手続等について」を参照するものとする。

第11 牛個体識別情報の利用に関する同意

- 1 業務方法書第29条に定める、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成15年農林水産省令第72号）第6条に係る契約生産者の情報の取得、加工、第三者への提供その他の取扱いをすることについて同意しない者とは、本事業の契約締結はできないこととする。

第12 その他

- 1 契約生産者が行う事務のうちその一部を事務委託先に依頼する場合は、委任状（別添16）をもって事前に依頼する内容を明らかにしておくこととする。

附則

この「長野県肉用牛肥育経営安定特別対策事業の運用について」は、平成22年4月1日から適用する。

附則

この「長野県肉用牛肥育経営安定特別対策事業の運用について」の改正は、平成 23 年 11 月 25 日から施行する。

附則

この「長野県肉用牛肥育経営安定特別対策事業の運用について」の改正は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この「長野県肉用牛肥育経営安定特別対策事業の運用について」の改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この「長野県肉用牛肥育経営安定特別対策事業の運用について」の改正は、平成 27 年 6 月 11 日から施行する。

附則

この「長野県肉用牛肥育経営安定特別対策事業の運用について」の改正は、平成 28 年 6 月 2 日から施行する。

別添 1

(別添様式)

肉用牛肥育経営安定特別対策事業における肥育牛補てん金交付契約申込について

平成 年 月 日

一般社団法人長野県畜産会
会 長 殿

氏名・名称 印
郵便番号
住 所
電話番号

平成 年 月 日付け 長畜第 号により照会のあった肉用牛肥育経営安定特別対策事業における肥育牛補てん金交付契約については、一般社団法人長野県畜産会よりの平成 年 月 日付け「肉用牛肥育経営安定特別対策事業における第3業務対象年間の肥育牛補てん金交付契約について」記載の事項を承諾の上、平成28年4月1日以降、3か年間の肥育牛補てん金交付契約を希望し、申込みます。

併せて、肥育牛補てん金交付契約申込書を提出します。

平成 年 月 日

肥育牛補てん金交付契約申込書

一般社団法人長野県畜産会
会長 殿

(申込者)

氏名・名称及び代表者名

印

貴会の業務方法書を了知し、これに基づき肥育牛補てん金交付契約を締結いたしたく、下記のとおり必要書類を添えて申し込みます。

記

1 申込者の連絡先等

連絡先住所等	
申込者	〒 住所 TEL _____ FAX _____
県内連絡先 ※	氏名又は名称 〒 住所 TEL _____ FAX _____

※ 申込者の肥育牛を県内で飼養管理する生産者を県内連絡先とし、その者の氏名又は名称等を県内連絡先欄に記入してください。

2 契約者番号 (過去に契約者番号を取得している者のみ)

契約者コード		契約生産者名	
--------	--	--------	--

別添 1

3 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく管理者コード

管理者コード	管理者名	飼養場所住所

4 個体登録申込等計画

(単位：頭)

	平成	年度	平成	年度	平成	年度	計	
	導入	販売	導入	販売	導入	販売	導入	販売
肉専用種								
黒毛和種								
褐毛和種								
日本短角種								
無角和種								
外国種								
交雑種								
乳用種								
計								

5 生産者積立金の納付方法 (いずれかに○を付けてください)

①振込 (事務委託先経由) ②振込 (畜産会へ直接) ③口座引落とし (畜産会へ直接)

※記載にあたっては事前に事務委託先とご相談のうえ記載願います。

※事務委託先が「長野県配合飼料価格安定基金協会」の方は①が選択できません。それ以外の方は②が選択できません。

※③を新規に選択した場合、新たな手続きが必要であり、完了するまでは①あるいは②として対応します。

6 肥育牛補てん金の受取口座の名称等

金融機関名称	支店	口座種類	口座番号	口座名義 (カナ)

7 本事業の事務委託先名称

事務委託先名称	
---------	--

別添 1

8 経営形態 (いずれかに○を付けてください)

①肥育 ②一貫 ③酪農

9 品種別飼養頭数 (平成 年 月末日現在)

肉専用種	交雑種	乳用種	その他 ()
頭	頭	頭	頭

() 内は預託牛の頭数

10 個人情報の取扱い

この事業の実施により得られるあなたの個人情報は、下記のとおり取り扱われます。

(1) 個人情報の利用目的

肉用牛肥育経営安定特別対策事業における基金管理業務及び補てん金交付業務並びに事業の管理・運用に利用する。

(2) 共同利用する者の範囲

一般社団法人長野県畜産会及び契約生産者が属する事務委託先並びに(独)農畜産業振興機構

(3) 共同利用するデータ項目

氏名(カナ)、電話番号、住所、契約番号、振込先(口座番号)、事業の実施状況(個体登録状況、補てん金交付状況等)

(4) 個人情報の管理者

一般社団法人長野県畜産会 長野県長野市大字中御所字岡田30-9
独立行政法人農畜産業振興機構畜産経営対策部肉用牛肥育経営課
東京都港区麻布台2-2-1麻布台ビル

上記の個人情報の取扱いについて同意します。
(同意する場合はチェックを入れてください。)

11 肉用牛肥育経営安定対策特別事業実施要綱や業務方法書等規定類の制定、改正、補填単価の公表については、長野県畜産会ホームページ(<http://nagano.lin.gr.jp>)上で掲載することとし、希望者のみ送付いたします。

(1) 送付を希望する

(2) 送付を希望しない

} どちらかに○印をお願いします。

12 添付書類

- (1) 配合飼料価格安定制度加入に関する申告書
- (2) 配合飼料価格差補てん数量契約書(平成 年度・平成 年度)(写)
- (3) 環境規範の点検シート
- (4) 牛個体識別全国データベースのイントラネット同意書
- (5) 申込者の概要(申込者が法人の場合に限る。)
- (6) 通帳のコピー(見開きページ等)
- (7) その他(当該肉用牛に係る損益が申込者に帰属することを確認出来る書類)
- (8) 預託契約書(写)(預託牛を飼養している方のみ)

別添 1

平成 年度肉用牛肥育経営安定特別対策事業への参加申請に係る
配合飼料価格安定制度加入に関する申告書

一般社団法人長野県畜産会
会長 殿

私は、平成 年度肉用牛肥育経営安定特別対策事業への参加申請に当たり、当該事業実施要綱要領に定められた事業参加要件である配合飼料価格安定制度への継続加入等の状況について、下記の通り申告します。

また、本申告に虚偽があった場合については、事業参加の取り消し等の見直しを受けることを承諾します。

なお、事業実施主体等が配合飼料価格安定制度における基本契約等の締結状況を照会するに当たり、本事業の参加に関する以下の情報を関係機関に提供することについて同意します。

平成 年 月 日

申請者

住所

法人名

氏名又は法人の代表者

印

記

以下の項目のうち、該当するいずれか1つの項目について□にチェックしてください。
(また、その内訳について次のページも記入ください。)

- 1 私は、 年度の配合飼料価格安定制度に加入しています。
(「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」に定める「配合飼料価格安定基金」が定める
業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する平成 年度・平成 年度の
数量契約の写しを、この申告書に添付してください。) →①～④を記入
- 2 私は、平成 年度及び 年度のいずれも、配合飼料価格安定制度に加入していません。→③、④を記入
- 3 私は、平成 年度の配合飼料価格安定制度に加入していましたが、別添の理由により、配合飼料の価格差補てんに関する平成 年度の数量契約を締結していません。
(自給飼料への転換等、平成 年度に配合飼料価格安定制度への加入を止めた理由
を記述し、この申告書に添付してください。) →①～④を記入

別添 1

① 配合飼料価格安定基金の契約者名等 (申請者と同じ場合は、記入不要。)

(個人経営者の場合)

・住所：_____

・氏名：_____ 印

(法人経営者の場合)

・所在地：_____

・法人名：_____ 印

・代表者名：_____ 印

注：配合飼料価格安定基金における契約書上の氏名、住所等を記入してください。

② 配合飼料価格安定基金の加入状況 (該当欄に○を記入して下さい。)

	[平成 年度]	[平成 年度]
(社)全国配合飼料供給安定基金(全農基金) :	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(社)全国畜産配合飼料価格安定基金(畜産基金) :	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(社)全日本配合飼料価格・畜産安定基金(商系基金) :	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

③ 経営類型 (該当欄に○を記入して下さい。)

酪農経営	肉用牛経営			養豚経営	採卵鶏	肉用鶏	その他
	繁殖	育成	肥育				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

④ 配合飼料の購入先

(記入例：○△農業協同組合、○△飼料販売代理店、○△飼料株式会社等)

農業協同組合	支所
飼料販売代理店	支店
飼料株式会社	支店

その他：_____

別添 1

平成 年度に配合飼料価格安定制度への加入を止めた理由

住 所 _____

氏 名 _____

(理由)

別添 1

環境と調和のとれた農業生産活動規範 点検シート (家畜の飼養・生産)

【点検の方法】

- ①毎年、各項目について、過去一年間の実行状況を点検します。
- ②点検は、農業経営全体の状況について行います。(例えば、家畜ごとに点検する必要はありません。)
- ③点検は、農業者自らが行き、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か○印を付します。
- ④該当がない項目や実行できない項目がある場合には、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、改善の予定などを記入します。
- ⑤作成した点検シートは、次回の点検まで保存します。

	チェック欄
<p>1 家畜排せつ物法の遵守 家畜排せつ物の管理の適正化による大気、水等の環境保全や、家畜排せつ物の利用の促進による循環型社会形成への貢献を通じ、健全な畜産業の発展に資することを目的として、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(家畜排せつ物法)を遵守する。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>2 悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行 家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>3 家畜排せつ物の利活用の推進 循環型社会の形成や農業の自然循環機能の促進に資するため、家畜排せつ物のたい肥化、液肥化又はスラリー処理等を行い、作物生産等への利用の推進に努める。ただし、作物生産等への利用が困難な場合又はより適切な処理・利用方法がある場合には、炭化、焼却、汚水浄化、委託処分等の適切な方法による処理等に努める。また、地域条件等に応じ可能な場合についてはメタン発酵等によるエネルギー利用に努める。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>4 環境関連法令への適切な対応 循環型社会の形成や大気、水等の環境の保全に資するため、使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>5 エネルギーの節減 温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、畜舎内の照明、温度管理など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費がないよう努める。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>6 新たな知見・情報の収集 環境との調和を図るため、家畜の飼養・生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。</p>	<input type="checkbox"/>

【該当がない項目、実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など(記入欄)】

点検日
点検者(経営者)

年 月 日

印

肥育牛補てん金交付契約書

一般社団法人長野県畜産会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（平成28年3月25日付け27農畜機第5583号）に基づき制定された一般社団法人長野県畜産会肉用牛肥育経営安定特別対策事業業務方法書（以下「業務方法書」という。）に従い、肥育牛補てん金の交付について次のとおり契約する。

（契約肥育牛）

第1条 この契約の対象となる肥育牛（以下「契約肥育牛」という。）は、乙が専ら肉量の増加を目的として飼養しているものであって、第5条に基づき個体登録台帳に登録された牛（業務方法書附則2に定める旧対象牛を含む。）とする。

（肥育牛補てん金の交付対象となる契約肥育牛）

第2条 この契約に基づき肥育牛補てん金の交付の対象となる肥育牛（以下「補てん金交付対象肥育牛」という。）は、肥育に係る損益が乙に帰属する前条の契約肥育牛であって、第6条に基づく生産者積立金の納付が行われ、かつ肉量の増加を目的として8か月以上連続した期間又は独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「機構理事長」という。）が適当と認める事業対象牛（業務方法書第6条第1項により機構理事長の承認を受けたものをいう。）にあつては甲が別に定める期間により甲の区域（長野県の区域）内で飼養され、満17か月齢又機構理事長が適当と認める事業対象牛にあつては、甲が別に定める月齢を超えて販売された牛であるものとする。

（個体登録の申込み）

第3条 乙は、次の各号のいずれかに該当する肥育牛であつて満6か月齢以上のものは全頭について、満14か月齢に達する日又は機構理事長が適当と認める事業対象牛にあつては乙が別に定める月齢に達する日までに、甲に対し、甲が別に定める個体登録申込書により、個体登録を申し込むものとする。

(1) 乙の所有に属する牛であつて、甲が肥育牛台帳、家畜共済引受台帳、子牛市場の購入伝票、人工授精証明書、子牛登記書等により、乙の所有に属することの確認ができるもの

(2) 現に乙の所有に属さない牛であつても、販売までに当該牛の所有権が第三者から乙に移転することが書面により定められている牛であつて、甲が契約書等により、当該牛に係る所有権が販売までに乙に移転することの確認ができるもの。

2 甲は、業務方法書第11条第4項の規定により、畜産物の生産・流通・消費に関する法令その他法令への違反行為をした乙に対し、個体登録を停止する措置を講じることができるものとする。

（個体確認）

第4条 甲は、乙から前条による個体登録の申込みがあつたときは、当該申込みに係る肥育牛について、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号。以下「牛トレサ法」という。）第3条に基づく牛個体識別台帳に登録された事項（以下「牛個体識別全国データベース」という。）を利用して、当該肥育牛の個体識別番号、生年月日、性別、品種、導入年月日及び飼養場所を確認するものとする。

2 前項に基づく個体確認を行うことができない肥育牛については、次条の個体登録は行われなないものとする。

（個体登録）

第5条 甲は、前条に基づく個体確認を行った肥育牛について、満17か月齢に達する日までに、個体登録台帳に登録する。

2 甲は、前項の個体登録を行った場合は、乙にその内容を記載した個体登録通知書を交付するものとする。

別添 2

- 3 乙は、個体登録通知書の交付を受けた場合は、その記載内容を確認し、記載内容に疑義がある場合には、速やかに甲に申し出るものとする。
- 4 乙は、個体登録通知の交付を受けた後に、牛個体識別全国データベースの変更に伴い、その記載内容に変更が生じた場合には、速やかに甲が別に定める個体登録内容変更届により、甲に申し出るものとする。

(生産者積立金の納付)

- 第6条 乙は、第5条による個体登録台帳への登録が行われたときは、肉専用種にあっては、黒毛和種が満25か月齢、褐毛和種が満22か月齢、日本短角種、無角和種及びアングス種、ヘレフォード種その他牛肉生産を主たる目的として飼養している牛の品種が満20か月齢、交雑種にあっては満22か月齢、乳用種にあっては満18か月齢、第2条に定める機構理事長が適当と認める事業対象牛にあっては甲が別に定める月齢に達する日の属する月の甲が別に定める期日までに、契約肥育牛1頭当たりの生産者積立金の額に契約肥育牛の頭数を乗じて得た金額から、当該頭数に応じた業務方法書第18条に定めるその他積立金を除いた金額を、生産者積立金として甲に納付するものとする。
- 2 前項に定める生産者積立金の納付に係る請求前に第11条に定める肥育牛異動報告書の届出があるときは、前項の契約肥育牛の頭数は、同報告書の届出がある前の契約肥育牛の頭数から同報告書に記載された契約肥育牛の頭数を除いた頭数とするものとする。
 - 3 乙は、業務方法書附則3に定める旧納付牛について、甲が別に定める期日までに、第1項に定める生産者積立金として甲に納付するものとする。
 - 4 平成28年7月4日までに前項に定める旧納付牛に係る第11条に定める肥育牛異動報告書の届出があるときは、前項の旧納付牛の頭数は、同報告書の届出がある前の旧納付牛の頭数から同報告書に記載された旧納付牛の頭数を除いた頭数とするものとする。

(生産者積立金の相殺)

- 第7条 乙は、甲に納付すべき生産者積立金について、相殺をもって甲に対抗することはできない。

(生産者積立金の返戻)

- 第8条 生産者積立金は、業務方法書第21条第5項による場合を除き、本契約が解除された場合その他いかなる場合であっても、これを返戻しないものとする。

(手数料の納付)

- 第9条 乙は、生産者積立金とは別に本契約の締結及び履行を行うのに要する甲の経費の一部として、甲が別に定めるところにより手数料を納付するものとする。

(販売の通知及び確認)

- 第10条 乙は、契約肥育牛を販売した場合には、販売を行った日が属する四半期の翌月の末日までに販売確認申出書に販売を行ったことを証する書類を添えて甲に提出することにより、当該契約肥育牛を販売した事実を通知するものとする。
- 2 甲は、前項により提出された書類に基づき、契約肥育牛について、補てん金交付対象肥育牛であること、販売の事実、販売時の月齢及び販売日等を確認するものとする。

(死亡等の届出)

- 第11条 乙は、第5条に基づき個体登録された契約肥育牛について、死亡、盗難その他の事由(動産執行による売却及び担保権の実行を含み、第10条に規定する販売を除く。)により、乙が飼養しなくなった場合には、遅滞なく、甲が別に定める肥育牛異動報告書により、甲に届け出るものとする。
- 2 乙は、第5条に基づき個体登録された契約肥育牛について、繁殖又は搾乳の用に供した場合には、遅滞なく、前項の肥育牛異動報告書により、甲に届け出るものとする。
 - 3 乙は、第5条に基づき個体登録された契約肥育牛について、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱(平成23年4月1日付け22農畜機第4380号)別添2の第1の1の(1)に規定

別添 2

する事業の肉専用種繁殖雌牛台帳に記載された場合又は同要綱別添2の第1の1の(2)に規定する事業の奨励金の交付を受けた場合(同奨励金の交付を受けた後に乙に対し譲渡されていた場合を含む。)には、遅滞なく、第1項の肥育牛異動報告書により、甲に届け出るものとする。

(肥育牛補てん金の交付)

第12条 甲は、乙に対し、四半期に販売した第2条の要件を満たした契約肥育牛の頭数に当該四半期に適用する業務方法書第23条により機構理事長が定めた肥育牛補てん金の単価を乗じて得られた額を肥育牛補てん金として交付するものとする。

(肥育牛補てん金の不交付又は返還)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、乙に対し、肥育牛補てん金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した肥育牛補てん金の全部若しくは一部を返還請求することができるものとする。

(1) 牛トレサ法に違反する行為を行ったとき。

(2) 肥育牛補てん金交付契約申込書、第3条の肥育牛個体登録申込書、第10条の販売確認申出書に虚偽の記載をしたとき。

(3) 故意又は重大な過失により第3条に定める肥育牛の全部又は一部について個体登録の申込みをしなかったとき。

(4) 第6条に定める期日までに乙が納付すべき生産者積立金の納付がなかったとき。

(5) 業務方法書第27条第1項の規定により報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは拒否し、又は故意若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。

(6) 本契約を締結した乙が、業務方法書第5条の各号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。

(7) 死亡、盗難その他の事由(動産執行による売却及び担保権の実行を含み、第10条に規定する販売を除く。)により乙が契約肥育牛を飼養しなくなったとき。

(8) 乙が、繁殖又は搾乳の用に供した契約肥育牛について、第10条の販売確認申出書の提出を行ったとき。

(9) 乙(この号においては、その代表者又は役員等を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者(以下「暴力団等の反社会的勢力」という。)であることが判明したとき。

(権利譲渡の禁止)

第14条 乙は、甲の書面による承諾を得ないで、本契約により生ずる一切の権利を第三者に譲渡若しくは質入等の担保権の設定、その他一切の処分をしてはならない。

(個人情報の管理)

第15条 乙は、甲及び事務委託先(業務方法書第25条により機構理事長の承認を受けた者をいう。以下同じ。)並びに独立行政法人農畜産業振興機構が、個人情報保護法及びその他の法令に基づき、業務の円滑な推進のために乙の氏名、電話番号、住所、契約番号、口座番号、個体登録状況及び肥育牛補てん金の交付状況等の情報を共同利用することを同意する。

2 乙は、甲及び事務委託先並びに独立行政法人農畜産業振興機構が、個人情報保護法及びその他の法令に基づき、業務の円滑な推進のために牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則(平成15年農林水産省令第72号)第6条に係る乙の情報を取得し、加工し又は第三者へ提供するなどの取扱いをすることを同意する。

(法人経営の要件の届出)

第16条 乙は、自らが業務方法書第5条第1号のいずれかに該当したときは、速やかに甲に届け出るものとする。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が業務方法書第5条の各号のいずれかの要件を満たさなくなったとき、契約を解除するものとする。

別添 2

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知又は催告をすることなく契約を解除することができるものとする。

- (1) 牛トresa法に違反する行為を行ったとき。
- (2) 肥育牛補てん金交付契約申込書、第3条の肥育牛個体登録申込書、第10条の販売確認申出書に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 故意又は重大な過失により第3条に定める肥育牛の全部又は一部について個体登録の申込みをしなかったとき。
- (4) 第6条に定める期日までに乙が納付すべき生産者積立金の納付がなかったとき。
- (5) 業務方法書第27条第1項の規定により報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは拒否し、又は故意若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。
- (6) 本契約を締結した乙が、業務方法書第5条の各号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
- (7) 乙が、繁殖又は搾乳の用に供した契約肥育牛について、第10条の販売確認申出書の提出を行ったとき。
- (8) 乙（この号においては、その代表者又は役員等を含む。）が暴力団等の反社会的勢力であることが判明したとき。
- (9) その他、乙が本契約に定める義務に違反したとき。

(契約内容の変更)

第18条 契約の締結後において、業務方法書に変更があった場合には、甲は乙に対してあらかじめ通知の上、業務方法書の変更の範囲内において契約の内容を変更することができるものとする。

(契約の期間)

第19条 この契約の有効期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(その他)

第20条 この契約に定めるもののほか、甲は、必要があると認めるときには、乙に対し、肥育牛の生産状況、販売状況その他必要な事項について報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

2 この契約に定めなき事項については、業務方法書に定めるもののほか、甲乙協議の上定めるものとする。

(管轄裁判所の合意)

第21条 この契約に関する法律上の争訟については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

上記の契約の証として契約書二通を作成し、甲乙各一通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住所 長野市大字中御所字岡田 30-9
名称 一般社団法人長野県畜産会
代表者 会長 印

乙 住所
名称
代表者 印

契約生産者変更届書

平成 年 月 日

一般社団法人長野県畜産会長 様

住 所 _____

契約生産者氏名 _____ 印

契 約 番 号 _____

私は、平成 年 月 日付けで、肉用牛肥育経営安定特別対策事業における肥育牛補てん金交付契約を締結しましたが、今般、平成 年 月 日をもちまして、契約に伴う全ての権利・義務を下記の者に委譲しましたので、お届けします。

記

1 権利・義務を受ける者の氏名及び契約生産者との続柄

2 委譲に伴う変更内容

項目	変更前	変更後

(項目は「肥育牛補てん金交付契約申込書」の項目に基づいて記載)

3 委譲理由

4 添付書類

①戸籍抄本 (写) (個人の場合のみ)

②通帳 (写) (補てん金受取口座に変更のある場合のみ)

別添 4

申込内容変更届書

平成 年 月 日

一般社団法人長野県畜産会長 様

住 所 _____

契約生産者氏名 _____ 印

契 約 番 号 _____

平成 年 月 日付けで提出した用牛肥育経営安定特別対策事業における肥育牛補てん金交付契約申込書について、下記のとおり記載内容に変更が生じたので、お届けします。

記

1 変更内容

項目	変更前	変更後

(項目は「肥育牛補てん金交付契約申込書」の項目に基づいて記載)

2 変更理由

注 婚姻や組織改編などによる契約生産者の名称変更の場合は、経営実態の変更を伴わない名称商号等の変更であることが確認できる書類（戸籍抄本（写）、登記簿謄本（あるいは全部事項証明書）（写）、組織図（写）等）を添付する。

肥育牛補てん金交付契約解約届書

平成 年 月 日

一般社団法人長野県畜産会長 様

住 所 _____

契約生産者氏名 _____ 印
契 約 番 号 _____

私は、平成 年 月 日付けで肉用牛肥育経営安定特別対策事業における肥育牛補てん金交付契約を締結しましたが、下記の理由により解約したいのでお届けします。
なお、この届出に伴う取扱いについて、何ら異議を申し立てません。

記

1 解約理由

経営中止（廃業）届書

平成 年 月 日

一般社団法人長野県畜産会長 様

住 所 _____

契約生産者氏名 _____ 印

契 約 番 号 _____

私は、平成 年 月 日付けで肉用牛肥育経営安定特別対策事業における肥育牛補てん金交付契約を締結しましたが、今般、平成 年 月 日をもちまして、経営を中止（廃業）することとなりましたのでお届けします。

記

1 経営中止又は廃業の理由

肥育牛個体登録申込書 (表紙用)

①申込用

申込日 平成 年 月 日

一般社団法人 長野県畜産会長 殿

契約番号: □□□□□□-□

契約者氏名又は名称

住所

印

貴会業務方法書の規定に基づき、次のとおり肥育牛の個体登録を申し込みます。

飼養場所 []

整理番号	個体識別番号	生年月日	導入方法※		導入年月日 (トレサ転入日)	購入先※				肥育開始日	品種区分	性別 1:雌 2:雄 3:去勢	その他 耳標
			1: 外部 導入	2: 自家 生産		1: 家畜 市場	2: 農協	3: 家畜 商	4: その 他				
			1	2		1	2	3	4				
			1	2		1	2	3	4				
			1	2		1	2	3	4				
			1	2		1	2	3	4				
			1	2		1	2	3	4				
			1	2		1	2	3	4				
			1	2		1	2	3	4				
			1	2		1	2	3	4				
			1	2		1	2	3	4				
			1	2		1	2	3	4				
			1	2		1	2	3	4				
			1	2		1	2	3	4				
			1	2		1	2	3	4				
			1	2		1	2	3	4				
			1	2		1	2	3	4				
			1	2		1	2	3	4				

この申込書及び添付書類について点検したので報告します。

(所属) (所属コード) □□□□□□ (点検者氏名) 印

- 注意: 1) この申込書は、肥育牛が満6月齢から満14月齢に達する日までに提出すること。
 2) 品種区分の欄には、1:黒毛和種、2:褐毛和種、3:日本短角種・無角和種、4:乳用種(ホルスタイン種、ジャージー種)、5:交雑種・乳、6:その他(アガ種、ヘブード種)のいずれかを記入すること。
 3) ※印の欄は該当するものを○印で囲むこと。

肥育牛個体登録申込書 (表紙用)

③事務委託先 (地域段階) 用

一般社団法人 長野県畜産会 会長 殿

契約番号: □□□□□□-□

契約者氏名又は名称

住所

申込日 平成 年 月 日

印

貴会業務方法書の規定に基づき、次のとおり肥育牛の個体登録を申し込みます。
飼養場所 []

整理番号	個体識別番号	生年月日	導入方法※		導入年月日 (トレサ転入日)	購入先※				肥育開始日	品種区分	性別 1:雌 2:雄 3:去勢	その他 耳標
			1:外部 導入	2:自家 生産		1:家畜 市場	2:農協	3:家畜 商	4:その 他				
			1	2		1	2	3	4				
			1	2		1	2	3	4				
			1	2		1	2	3	4				
			1	2		1	2	3	4				
			1	2		1	2	3	4				
			1	2		1	2	3	4				
			1	2		1	2	3	4				
			1	2		1	2	3	4				
			1	2		1	2	3	4				
			1	2		1	2	3	4				
			1	2		1	2	3	4				
			1	2		1	2	3	4				
			1	2		1	2	3	4				
			1	2		1	2	3	4				
			1	2		1	2	3	4				
			1	2		1	2	3	4				

この申込書及び添付書類について点検したので報告します。
(所属) (所属コード) □□□□□ (点検者氏名) 印

- 注意: 1) この申込書は、肥育牛が満6月齢から満14月齢に達する日までに提出すること。
 2) 品種区分の欄には、1:黒毛和種、2:褐毛和種、3:日本短角種・無角和種、4:乳用種 (ホルスタイン種、ジャージー種)、5:交雑種・乳、6:その他 (アガド種、ノアード種) のいずれかを記入すること。
 3) ※印の欄は該当するものを○印で囲むこと。

別添 8

◎相対取引における売買の証拠書類例
もと牛売買確認書・兼領収書

(売買年月日)
平成 年 月 日

本日、下記のもと牛を売買し、受け渡しを完了したことを確認します。
また、この売買にともなう売買代金の授受についてはつぎのとおりです。
(代金の授受：つぎのいずれかに印をつけること。)

- 振込により売買代金を授受しました。
 - 次の期日に振込により売買代金の授受を行います。
- 期日：平成 年 月 日

記

- 1 売買もと牛 下表明細のとおり
 - 2 引き渡し場所
- (確認者)

売渡人 (住所) _____ 印
(氏名) _____

買受人 (住所) _____ 印
(氏名) _____

(表)

No.	耳標番号又は登録番号	性別	品 種	売 買 金 額
			合 計	円

(注) 代金の支払が金融機関を介しての振込によってなされ、売買内容（売渡人及び金額等）が証拠書類等の提示によって証明できる場合には、売渡人の印を省略できる。

(確認) _____ 年 月 日
事務委託先： _____ 農協, 担当： _____

(留意事項) 売買年月日については、受渡人と買受人が当該肥育牛の売買に合意した日を記入すること。

別添 8

◎相対取引における売買の証拠書類例
肥育牛売買確認書・兼領収書

(売買年月日)
平成 年 月 日

本日、下記の肥育牛を売買し、受け渡しを完了したことを確認します。
また、この売買にともなう売買代金の授受についてはつぎのとおりです。
(代金の授受：つぎのいずれかに印をつけること。)

- 振込により売買代金を授受しました。
 - 次の期日に振込により売買代金の授受を行います。
- 期日：平成 年 月 日

記

- 1 売買肥育牛 下表明細のとおり
 - 2 引き渡し場所
- (確認者)

売渡人 (住所) _____ 印
(氏名) _____

買受人 (住所) _____ 印
(氏名) _____

(表)

No.	耳標番号又は登録番号	性別	品 種	売 買 金 額
			合 計	円

(注) 代金の支払が金融機関を介しての振込によってなされ、売買内容（買受人及び金額等）が証拠書類等の提示によって証明できる場合には、買受人の印を省略できる。

(確認) _____ 年 月 日
事務委託先： _____ 農協, 担当： _____

(留意事項) 売買年月日については、受渡人と買受人が当該肥育牛の売買に合意した日を記入すること。

別添9

個 体 登 録 通 知 書

(宛先) 〒999-9999
 ××××××××××××××××××××
 ×××××××××××××××××××× 様

(差出人) 〒999-9999
 ××××××××××××××××××××
 ××××××××××××××××××××

作成日 平成 年 月 日～平成 年 月 日

契約番号

契約者電話

申出書の提出

経由先

先に申込みのあった肥育牛について、当会業務方法書の規定に基づき、別紙の通り個体登録したので通知します。

以下の注意事項を必ずお読み下さい。

- 1) 販売、異動の場合は、遅延なく上記申出書提出経由先に提出して下さい。
- 2) 販売の申出の際は、
 - ① 販売先が1から5の場合にあつては、当該肥育牛を販売したことの証拠書類を添付して下さい。
 - ② 販売先が6の場合は当会が別に定める「肥育牛売買確認書・領収書」の写しを添付して下さい。
 (販売先：1・食肉センター 2・食肉卸売市場 3・農協、農協連(委託を含む。) 4・生体市場 5・家畜商(委託を含む。) 6・その他)
- 3) 個体登録内容に誤りがある場合には、直ちに上記申出書提出経由先へ(又は当会へ直接)ご連絡下さい。
- 4) 別紙の登録通知書は、耳標とともに補てん金交付契約に係る個体登録された肥育牛(契約肥育牛)であることを証明するものであり、また、この契約肥育牛について販売又は異動の申出をした場合の控ともなりますから、大切に保管してください。

個体登録内容変更届

平成 年 月 日

一般社団法人長野県畜産会長 様

住 所 _____

契約生産者氏名 _____ 印
契 約 番 号 _____

牛個体識別全国データベースの内容について誤りがあり修正をしましたので報告いたします。

つきましては、肉用牛肥育経営安定特別対策事業における個体登録台帳の内容について、下記により修正していただきたくお願いいたします。

記

1 対象個体及び個体登録台帳の修正内容

No.	個体識別番号	修正項目※1	変更前 (誤った記録)	変更後 (正しい記録) ※2
①				
	牛個体識別データベースを修正した理由、時期 理由 : 届出日※3 :			
②				
	牛個体識別データベースを修正した理由、時期 理由 : 届出日※3 :			

※1 個体登録申込による登録内容のうち、修正する項目を全て記入。

※2 取消の場合は「取消」と記入。

※3 届出日は、(独)家畜改良センター(あるいは最寄りの農政事務所)への修正・取消の手続きを行った日。

2 添付書類

独立行政法人家畜改良センター(あるいは最寄りの農政事務所)へ届出した書類の写し

- ・牛個体識別台帳の記録の修正請求書
- ・牛個体識別情報の取消しの申出及び届出書」等

別添 11

飼養場所変更届

平成 年 月 日

一般社団法人長野県畜産会長 様

住 所 _____

契約生産者氏名 _____ 印

契 約 番 号 _____

個体登録申込をした契約肥育牛について、下記のとおり飼養場所を変更したので報告します。

記

1 対象個体及び飼養場所

No.	個体識別番号	移動日	飼養場所 (変更前)	飼養場所 (変更後)

2 添付書類

県内の自牧場へ移動したことを確認できる書類（牛個体識別情報等）

販売確認申出書／異動報告書
(肥育牛補てん金交付申請書)

②申出 (報告) 用

作成日 平成 年 月 日～平成 年 月 日 印

契約番号 契約者名 契約者電話

報告内容：1・販売 2・異動
 販売先：1・食肉センター 2・食肉卸売市場 3・農協、農協連(委託を含む)
 4・生体市場 5・家畜商(委託を含む) 6・その他
 異動事由：1・死亡 2・その他

<個体登録内容>

項番	個体登録番号 (個体識別番号)	個体登録日	生年月日	品種・性別	肥育開始年月日	補てん品種	その他耳標	報告内容	販売/異動日	販売先/異動事由	上場番号
								1 2		1 2 3 4 5 6	
								1 2		1 2 3 4 5 6	
								1 2		1 2 3 4 5 6	
								1 2		1 2 3 4 5 6	
								1 2		1 2 3 4 5 6	
								1 2		1 2 3 4 5 6	
								1 2		1 2 3 4 5 6	
								1 2		1 2 3 4 5 6	
								1 2		1 2 3 4 5 6	
								1 2		1 2 3 4 5 6	
								1 2		1 2 3 4 5 6	

販売確認申出書／異動報告書
(肥育牛補てん金交付申請書)

③事務委託先控＜申出（報告）用

作成日 平成 年 月 日～平成 年 月 日

契約番号

契約者名

契約者電話

印

報告内容：1・販売 2・異動

販売先：1・食肉センター 2・食肉卸売市場

4・生体市場 5・家畜商（委託を含む）

異動事由：1・死亡 2・その他

3・農協、農協連（委託を含む）

6・その他

＜個体登録内容＞

項番	個体登録番号 (個体識別番号)	個体登録日	生年月日	品種・性別	肥育開始年月日	補てん品種	その他耳標	報告内容	販売/異動日	販売先/異動事由	上場番号
								1 2		1 2 3 4 5 6	
								1 2		1 2 3 4 5 6	
								1 2		1 2 3 4 5 6	
								1 2		1 2 3 4 5 6	
								1 2		1 2 3 4 5 6	
								1 2		1 2 3 4 5 6	
								1 2		1 2 3 4 5 6	
								1 2		1 2 3 4 5 6	
								1 2		1 2 3 4 5 6	
								1 2		1 2 3 4 5 6	
								1 2		1 2 3 4 5 6	

販売確認申出書／異動報告書
(肥育牛補てん金交付申請書)

④事務委託先控用

作成日 平成 年 月 日～平成 年 月 日

契約番号

契約者名

契約者電話

印

報告内容：1・販売 2・異動
販売先：1・食肉センター 2・食肉卸売市場 3・農協、農協連(委託を含む)
4・生体市場 5・家畜商(委託を含む) 6・その他
異動事由：1・死亡 2・その他

<個体登録内容>

項番	個体登録番号 (個体識別番号)	個体登録日	生年月日	品種・性別	肥育開始年月日	補てん品種	その他耳標	報告内容	販売/異動日	販売先/異動事由	上場番号
								1 2		1 2 3 4 5 6	
								1 2		1 2 3 4 5 6	
								1 2		1 2 3 4 5 6	
								1 2		1 2 3 4 5 6	
								1 2		1 2 3 4 5 6	
								1 2		1 2 3 4 5 6	
								1 2		1 2 3 4 5 6	
								1 2		1 2 3 4 5 6	
								1 2		1 2 3 4 5 6	
								1 2		1 2 3 4 5 6	
								1 2		1 2 3 4 5 6	
								1 2		1 2 3 4 5 6	
								1 2		1 2 3 4 5 6	
								1 2		1 2 3 4 5 6	

別添 13

(宛先) 〒
住所
契約生産者名 様

第 号
平成 年 月 日

契約番号
契約者電話

(事務委託先)

肥育牛補てん金交付通知書 (振込)

肥育牛補てん金をあなたの指定した下記の金融機関の口座に振り込みますのでお知らせいたします

記

振込予定日 平成 年 月 日
振込金額 _____円

振込口座	
金融機関名	
支店	
預金種別	
口座番号	
口座名義人	

補てん金対象明細

No.	個体登録番号	品種	性別	生年月日	個体登録日	販売日	補てん金額	その他耳標
	00-00-							
	00-00-							
	00-00-							
	00-00-							

<交付対象 平成 年 月から平成 年 月>

補てん品種 対象頭数 単価 金額

合 計 _____円

別添 14

肉用牛肥育経営安定特別対策事業 権利承継の手順書

①手続き書類の提出（農家→事務委託先→県事務局）

県事務局から「別紙1 経営中止（廃業）の報告及び権利義務の承継についての承諾願」「別紙2 経営中止（廃業）に伴う権利義務の承継についての承諾願」を送付しますので、必要事項を記入のうえ、更に必要な書類を添付して提出してください。

「別紙1 経営中止（廃業）の報告及び権利義務の承継についての承諾願」

- ・作成者 経営を中止（廃業）する契約生産者
- ・部数 1通
- ・添付書類 権利義務を承継する個体が多い場合は、一覧表の添付でもよい。

「別紙2 経営中止（廃業）に伴う権利義務の承継についての承諾願」

- ・作成者 経営中止（廃業）する契約生産者から個体を承継する契約生産者
- ・部数 1通
- ・添付書類 別紙1と同じ

②承諾願の記載内容の確認（県事務局、事務委託先）

①により提出された書類の記載事項を、県事務局、事務委託先において個体識別情報等を利用して確認するとともに、経営を中止する契約生産者、権利義務を承継する契約生産者に対し、以下留意事項を説明します。

なお、経営を中止（廃業）する契約生産者に納付期限を超過した生産者積立金等の未納がある場合は、確認する日までに納付を完了してください。

（経営を中止（廃業）する契約生産者）

- ・契約を締結した肥育牛補てん金交付契約上の権利義務は、県事務局が承諾した日をもってすべて権利義務を承継する契約生産者に移転すること。
- ・権利義務を移転する前に販売した契約肥育牛が、補てん金交付の対象となった場合、補てん金交付（概算払・精算払）各処理日時点で所有権を有する者に当該補てん金を交付すること。
- ・権利義務を移転する前に本会が発行した生産者積立金等請求書のうち、移転日時点で納付期限を超過していない未納分は承継する生産者が支払うこと。
- ・業務対象年間終了に伴う無事戻しの対象とならないこと。

（権利義務を承継する契約生産者）

- ・権利承継をした個体登録申込牛については、徴収月齢をむかえたら生産者積立金を支払うこと。
- ・権利義務を移転する前に本会が発行した生産者積立金等請求書のうち、移転日時点で納付期限を超過していない未納分は承継する生産者が支払うこと。

別添 14

(権利義務を承継する契約生産者)

- ・権利義務を移転する前に販売した契約肥育牛が、補てん金交付の対象となった場合、補てん金交付（概算払・精算払）各処理日時点で所有権を有する者に当該補てん金を交付すること。
- ・権利義務を承継した個体登録申込牛及び契約肥育牛については、業務対象年間終了後、無事戻しの対象となること。

③承諾願の可否の検討及び通知（県事務局→事務委託先→契約生産者）

県事務局では、②による確認後、可否を検討のうえ、その結果を事務委託先経由で各契約生産者に通知（「別紙3」「別紙4」）するとともに、権利義務を承継する契約生産者に対しては、「個体登録データ等の変更依頼（「別紙5」）」の様式を提示し、同依頼の提出を求めます。

④個体登録データの変更依頼の提出（継承する契約生産者→事務委託先→県事務局）

③により承諾通知を受領した場合は、権利義務を承継する契約生産者は「別紙5 権利義務承継に伴う個体登録データ等の変更依頼」を事務委託先経由で県事務局へ提出します。

- 「別紙5 ○○氏からの権利義務承継に伴う個体登録データ等の変更について」
- ・作成者 経営中止（廃業）する契約生産者から個体を継承する契約生産者
 - ・部数 1通
 - ・添付書類 ○○氏であることが確認できる書類（住民票(写)、戸籍謄本(写)、登記書(写)等)

⑤個体登録データの変更処理（県事務局）

④による依頼に基づき、電算システムの登録データの変更処理を行います。

その他

権利義務の承継が承諾された場合、経営を中止（廃業）した契約生産者は、権利義務を承継した契約生産者に対し、速やかに本事業関係書類（「肥育牛補てん金交付契約書」、「個体登録申込書（農家控）」、「個体登録通知書」、「販売確認申出書（農家控）」等）を引き継いでください。

別添 14

別紙 1 (経営を中止又は廃業する契約生産者→県団体)

平成 年 月 日

一般社団法人 長野県畜産会長 様

住 所 _____

契約生産者名 _____ (印)

契 約 番 号 _____

経営中止 (廃業) の報告及び権利義務の承継についての承諾願

私は、平成 年 月 日付けで貴会と肥育牛補てん交付金契約を締結しましたが、今般、平成 年 月 日をもちまして、経営を中止 (廃業) することとなりました。

つきましては、私の個体登録申込牛及び貴会との間の肥育牛補てん金交付契約上の権利義務を下記の者に承継したいのでご承諾いただきたくお願い申し上げます。

記

1 経営中止又は廃業の理由

2 権利義務の承継を希望する者

住 所

氏 名

(契約生産者番号 _____)

3 権利義務を承継する個体登録申込牛及び契約肥育牛等

(個体識別番号、生年月日、性別、品種、導入年月日、飼養場所等を記載すること。)

※別紙一覧添付でも可

4 権利義務を承継したい期日

平成 年 月 日より

別添 14

別紙2 (権利義務を承継する契約生産者→県団体)

平成 年 月 日

一般社団法人 長野県畜産会長 様

住 所 _____

契約生産者名 _____ (印)

契 約 番 号 _____

経営中止（廃業）に伴う権利義務の承継についての承諾願

私は、今般、平成 年 月 日をもちまして、経営を中止（廃業）することとなる下記の者に代わり、同人が平成 年 月 日付けで貴会と締結しております肥育牛補てん金交付契約に基づく権利義務一切の承継をしたいので、ご承諾いただきたくお願い申し上げます。

なお、権利義務の承継をご承諾いただきました後は、貴会との間の肥育牛補てん金交付契約に基づき、下記の者が貴会に対して負っている一切の債務について、権利義務の承継の前後を問わず、全て私とその履行の責任を負うことを確約します。

記

1 経営中止又は廃業する者

住 所

氏 名

(契約生産者番号)

2 権利義務を承継する個体登録申込牛及び契約肥育牛等

(個体識別番号、生年月日、性別、品種、導入年月日、飼養場所等を記載すること。)

※別紙一覧添付でも可

3 権利義務を承継したい期日

平成 年 月 日より

別添 14

別紙 3 (県団体→経営を中止又は廃業する契約生産者)

番 号
平成 年 月 日

契約生産者

様

一般社団法人 長野県畜産会
会 長

権利義務の承継についての回答

平成 年 月 日付け貴方からの権利義務の承継についての承認願につきまして、確認した結果、貴方の指定した 氏 に貴方の個体登録申込牛及び貴方と当会との間の肥育牛補てん金交付契約に基づく権利義務を承継することを承諾しましたので、ご連絡申し上げます。

なお、このことにより、貴方におかれましては、下記の内容についてご了解いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 貴方が平成 年 月 日付けで契約締結した肥育牛補てん金交付契約上の権利義務は、平成 年 月 日をもってすべて上記の承継者に移転します。
- 2 権利義務を移転する前に貴方が販売した契約肥育牛が、補てん金交付の対象となった場合、補てん金交付（概算払・清算払）各処理日時点で所有権を有する者に当該補てん金を交付します。

補てん区分		交付先	交付予定時期
平成**年**月 販売分	概算払		平成**年**月
	清算払		平成**年**月

- 3 権利義務を移転する前に本会が発行した生産者積立金等請求書について、上記1の移転日時点で納付期限を超過していない債務は、権利義務の継承者が債務者となります。

請求日	発刊番号	請求締日	請求金額	債務者
平成**年**月**日	**長畜第 号	平成**年**月**日	円	

- 4 貴方は、第 業務対象年間終了に伴う無事戻しの対象となりません。

別添 14

別紙 4 (県団体→権利義務を承継する契約生産者)

番 号
平成 年 月 日

契約生産者

様

一般社団法人 長野県畜産会
会 長

氏 の権利義務の承継についての回答

平成 年 月 日付けで、貴方及び 氏より承諾願いがありました 氏所有の個体登録申込牛及び肥育牛補てん金交付契約上の権利義務の承継につきましては、内容を確認した結果、本会では貴方に権利義務を承継することを承諾しましたので、ご連絡申し上げます。なお、このことにより、貴方におかれましては、下記の内容についてご了解いただきますようお願い申し上げます。

記

1 権利義務を承継する個体登録申込牛及び契約肥育牛等
(個体識別番号、生年月日、性別、品種、導入年月日、飼養場所等を記載すること)
※別紙一覧添付でも可

2 権利義務を承継する日
平成 年 月 日より

3 承継する権利義務の内容
氏と本会との間で平成 年 月 日付けで締結された肥育牛補てん金交付契約に基づく、一切の権利義務(なお、権利義務の承継日の前後を問わず、氏が当会に負っている債務一切が含まれます)。

4 留意事項

- ① 氏から権利承継をした個体頭申込牛については、徴収月齢をむかえたら生産者積立金のお支払いが必要です。
② 権利義務を移転する前に本会が発行した生産者積立金等請求書について、上記2の承継日時時点で納付期限を超過していない債務は以下のとおりです。

請求日	発刊番号	請求締日	請求金額	納付期限
平成**年**月**日	**長畜第 号	平成**年**月**日	円	平成**年**月**日

- ③ 氏が、権利義務を承継する前に販売した契約肥育牛が補てん金交付対象となった場合には、補てん金交付(概算払・清算払)各処理日時時点で所有権を有する者に当該補てん金を交付します。

補てん区分		交付先	交付予定時期
平成**年**月	概算払		平成**年**月
販売分	清算払		平成*+年**月

- ④ 貴方が権利義務を承継した個体登録申込牛及び契約肥育牛については、業務対象年間終了後、無事戻しの対象となります。

別添 14

別紙5 (権利義務を承継する契約生産者→県団体)

平成 年 月 日

一般社団法人 長野県畜産会長 様

住 所 _____

契約生産者名 _____ (印)

契 約 番 号 _____

氏からの権利義務承継に伴う個体登録データ等の変更について (依頼)

平成 年 月 日付けで貴会の承諾がありました 氏か
らの権利義務の承継に伴い、下記の個体登録申込牛及び契約肥育牛等についてのデー
タを 氏から私に移動していただきますようお願い申し上げます。
す。

記

権利義務を承継する個体登録申込牛及び契約肥育牛等 (別紙一覧添付でも可)

※ 経営を中止又は廃業する契約生産者を確認できる書類 (住民票(写)、戸籍謄本
(写)、登記書(写)等) を添付。

別添 15

理事長が適当と認める事業対象牛の承認申請の手順書

以下の飼養方式について、要件を満たし、(独)農畜産業振興機構理事長の承認を受けることによって、本事業の事業対象牛とすることが可能です。

- ・一産取り肥育
(肉専用種・交雑種の未經産牛を一産に限り繁殖の用に供した後に肥育する飼養方式)
- ・早期肥育
(乳用種を飼料費の抑制等を目的に肉質を維持しつつ期間を短縮して肥育する飼養方式)

①手続き書類の提出 (農家→事務委託先→県事務

県事務局から「別紙1 理事長が適当と認める事業対象牛に係る承認申請について」を送付しますので、必要事項を記入のうえ、更に必要な書類を添付して提出してください。

「別紙1 理事長が適当と認める事業対象牛に係る承認申請について」

- ・作成者 契約生産者
- ・部数 1通
- ・添付書類 公的機関等が作成した飼養管理基準又は肥育マニュアル
販売実績を確認できる書類

②申請書の記載内容の確認 (県事務局、事務委託先)

①により提出された書類の記載事項について、「理事長が適当と認める事業対象牛に係る要件と承認申請手続等について」の要件を満たしているか、県事務局、事務委託先において確認します。

③推薦書の依頼 (県事務局→県畜産主務課)

県事務局では、②による確認後、当該契約生産者が行う地域的な取組(地域への貢献)について、都道府県の推薦書を得るため、県畜産主務課へ申請する。

④計画(変更)承認申請書の提出 (県事務局→機構)

③による推薦書と「事業実施計画(変更)承認申請書」、添付書類を機構へ提出する。

その他

④によりヒアリングを実施後、機構の承認を受けた場合の個体登録について

- ・年度当初…4月1日時点で14か月齢未満の牛が対象(前年度までに1年間の販売実績又は飼養実績(一産取り肥育に限る)がある場合)
- ・年度途中…その承認時点で14か月齢未満の牛が対象

別添 15

別紙 1 (契約生産者→県団体)

平成 年 月 日

一般社団法人 長野県畜産会 様

住 所 _____

契約生産者名 _____ (印)

契 約 番 号 _____

理事長が適当と認める事業対象牛に係る承認申請について

肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱第6の10の規定に基づく承認を受けた
 いので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 飼養方式の基準等

飼養区分	品種区分	概 要	基準重 量(kg)	肥育期 間(月)	販売月 齢

(注1) 飼養区分欄は、飼養方式の名称を記載すること。

(注2) 概要欄には、飼養方式の概要を記載すること。

(注3) 基準重量欄には、基準となる出荷時の生体重又は枝肉重量を記載すること。

(注4) 飼養方式の概要が記載された公的機関等が作成した飼養管理基準又は肥育マニュアル等を添付すること。

2 販売実績等

(単位：頭数)

販売実績頭数 (平成 年度)	販売計画頭数 (平成 年度)							
	4月	5月	6月	7月	8月	2月	3月	合計

(注1) 販売実績頭数欄には、直近1年間の当該飼養方式による肥育牛の販売実績頭数を記載すること。

(注2) 当該飼養区分による牛を販売していることが確認できる書類を添付すること。

理事長が適当と認める事業対象牛に係る要件と承認申請手続等について

平成 28 年 3 月 25 日付け 27 農畜機第 5590 号
一部改正 平成 28 年 5 月 9 日付け 28 農畜機第 752 号

肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（平成 28 年 3 月 25 日付け 27 農畜機第 5583 号。以下「要綱」という。）第 6 の 10 のただし書に規定する「地域の実情等を勘案し、理事長が適当と認める事業対象牛」（以下「理事長が適当と認める事業対象牛」という。）に係る要件と承認申請手続等については、この規程に定めるものとする。

1 定義

この規程における用語の意味は、次のとおりとする。

(1) 一産取り肥育

要綱別表 1 に規定する肉専用種（以下「肉専用種」という。）又は要綱別表 1 に規定する交雑種（以下「交雑種」という。）の未經産牛を一産に限り繁殖の用に供した後に肥育する飼養方式をいう。

(2) 早期肥育

要綱別表 1 に規定する乳用種（以下「乳用種」という。）を飼料費の抑制等を目的に肉質を維持しつつ期間を短縮して肥育する飼養方式をいう。

(3) 地域的な取組

要綱第 2 の 1 の (1) に規定する契約生産者（以下「契約生産者」という。）が、3 に掲げる地域への貢献を条件として、(1) 又は (2) に取り組むことをいう。

2 理事長が適当と認める事業対象牛に係る要件

(1) 理事長が適当と認める事業対象牛の飼養方式（以下「飼養方式」という。）

は、一産取り肥育及び早期肥育とする。

(2) 要綱第 1 に規定する県団体（以下「県団体」という。）による独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）への当該事業対象牛の承認申請を要望する契約生産者は、以下の要件を満たすものとする。

① 一産取り肥育に係る要件

ア (i) 契約生産者が直近 1 年間の肥育牛の販売実績を有していること（複数の契約生産者が行う地域的な取組にあっては、1 者以上の契約生産者が当該販売実績を有していること）。

(ii) (i) の販売実績を有していない契約生産者（複数の契約生産者

が行う地域的な取組にあつては、1者以上の契約生産者が当該販売実績を有している場合を除く。)にあつては、当該契約生産者が直近1年間の肥育牛の飼養実績(要綱第6の4の(2)に規定する個体登録台帳に記載されていない牛であつて、肉専用種においては9か月齢以上の雌牛、交雑種においては8か月齢以上の雌牛が累計30頭以上)を有していること(複数の契約生産者が行う地域的な取組にあつては、全ての契約生産者が当該飼養実績を有していること)。

イ (i) 契約生産者が今後1年間の肥育牛の飼養計画又は販売計画を有していること。

(ii) 直近1年間の肥育牛の販売実績を有していない契約生産者にあつては、当該契約生産者が今後3年間の肥育牛の飼養計画又は導入計画を有していること(複数の契約生産者が行う地域的な取組にあつては、全ての契約生産者が当該飼養計画等を有していること)。

ウ 契約生産者が雌牛の全頭を一産取り肥育により肥育すること。ただし、契約生産者の施設の制限等によって、雌牛の全頭を一産取り肥育により肥育することが困難な場合には、この限りではない。

エ 契約生産者が一産取り肥育に係る肥育期間を8か月以上の期間で設定すること。

オ 契約生産者が一産取り肥育に係る販売月齢を満17か月齢以上から満41か月齢未満の間の月齢で設定すること。

② 早期肥育に係る要件

ア 契約生産者が直近1年間の肥育牛の販売実績を有していること(複数の契約生産者が行う地域的な取組にあつては、1者以上の契約生産者が当該販売実績を有していること)。

イ 契約生産者が今後1年間の肥育牛の飼養計画又は販売計画を有していること。

ウ 契約生産者が早期肥育に係る肥育期間を5か月以上の期間で設定すること。

エ 契約生産者が早期肥育に係る販売月齢を満12か月齢以上の月齢で設定すること。

③ その他①及び②に共通する要件

ア 契約生産者が地域への貢献として、3に掲げる取組の1つ以上を実施すること。

イ (i) 契約生産者が公的機関等が作成した飼養管理基準又は肥育マニュアル等を有していること。

(ii) (i) の飼養管理基準等を有していない契約生産者にあつては、

当該契約生産者が作成した飼養管理基準又は肥育マニュアル等を有していること（複数の契約生産者が行う地域的な取組にあっては、全ての契約生産者が同一の飼養管理基準又は肥育マニュアル等を有していること）。

ウ 契約生産者が飼養状況（肥育牛の頭数及び品種等をいう。）を県団体に情報提供すること。

エ 契約生産者が業務対象年間を通じて、地域的な取組を実施する予定であること。

オ 契約生産者が機構又は県団体による経営状況等の調査に同意していること。

カ 契約生産者が肉用牛肥育経営緊急支援事業実施要綱（平成23年8月19日付け23農畜機第2228号）に基づき、緊急支援金等の交付を受けた場合には、当該契約生産者が全額返還していること又は返還計画に基づき計画的に返還していること。

キ 契約生産者が飼養方式に係る基準重量について、肥育牛の販売実績又は平均的な枝肉重量等を勘案した重量で設定すること。

ク 契約生産者が飼養方式に係る肥育期間及び販売月齢について、設定に係る根拠を有していること。

3 地域への貢献

契約生産者が実施する地域への貢献は、次の取組とする。

- ① 地域の畜産経営の収益性の改善を目的として、地域の農協組織又は地域的な取組を行う契約生産者等が肥育牛の地域ブランドを立ち上げるもの。ただし、原則3戸以上の地域的な取組を行う契約生産者等の参加が見込まれるものに限る。
- ② 地域的な取組を行う契約生産者が、一産取り肥育によって出生した子牛の3割以上を地域の市場等に出荷することにより、地域へもと畜供給を行うもの。
- ③ 地域の肥育技術の向上を目的として、地域的な取組を行う契約生産者が格付成績及び繁殖成績等の技術的な情報を地域の公的機関等へ提供並びに地域の公的機関等の企画する研修や視察の積極的受け入れに協力するもの。
- ④ 上記に準じたものであって、その地域への貢献について都道府県畜産主務課の推薦を得たもの。

4 理事長が適当と認める事業対象牛に係る承認申請手続

- (1) 県団体は、理事長が適当と認める事業対象牛の承認申請の要望があった契約生産者が、2の要件を満たしていることをあらかじめ確認の上、要綱第5の3に規定する事業実施計画の作成又は要綱第5の4に規定する事業実施計画の変更に併せて機構に承認申請をすることができるものとする。
- (2) 県団体は、承認申請をするに当たっては、契約生産者が行う地域的な取組について、あらかじめ都道府県畜産主務課の推薦を得なければならない。
- (3) 県団体は、承認申請をするに当たって必要があると認めた場合には、契約生産者に対し、必要な事項について調査又は報告を求めることができるものとする。
- (4) 機構は、承認をするに当たって必要があると認めた場合には、県団体に対し、必要な事項について調査又は報告を求めることができるものとする。
- (5) 県団体は、理事長が適当と認める事業対象牛が承認された後において、契約生産者が行う地域的な取組に変更があった場合には、機構及び都道府県畜産主務課に速やかに変更内容を報告するものとする。
- (6) 機構は、理事長が適当と認める事業対象牛を承認した後において、地域的な取組を行う契約生産者が2の要件を満たさなくなった場合には、その承認を取り消すことができるものとする。

5 生産者積立金の納付期限

県団体は、理事長が適当と認める事業対象牛について、要綱第3の1の(1)に規定する契約生産者積立金の納付期限を次に掲げる納付期限の範囲で別に定めるものとする。

- (1) 一産取り肥育に係る納付期限
要綱別表1に規定する黒毛和種の納付期限
- (2) 早期肥育に係る納付期限
乳用種の納付期限

6 登録申込書の提出期限

県団体は、理事長が適当と認める事業対象牛について、要綱第6の4の(1)に規定する登録申込書の提出期限を次に掲げる月齢に達する日で別に定めるものとする。

- (1) 一産取り肥育に係る提出期限
満14か月齢
- (2) 早期肥育に係る提出期限
満12か月齢から満14か月齢のいずれかの月齢

7 その他

要綱第1に規定する肥育事業者は、理事長が適当と認める事業対象牛の承認申請をする場合には、上記の承認申請手続等に準じて行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年熊本地震に伴い市町村（以下「震災対象市町村」という。）から、当該地震等による畜産関連施設（6次産業化関連施設を除く。）の被害（以下「被害」という。）を証明する書面の交付を受けた事業者が、当該震災対象市町村の区域で肥育を開始し被害の事実が発生した日（平成28年4月14日以降の日に限る。）に飼養していた牛（被害の事実が発生した日において、満14か月齢以上の牛は除く。）及び被害の事実が発生した日から平成28年9月末日までの間に導入する牛について、6の（1）の規定中「満14か月齢」とあるのは「満17か月齢」に、6の（2）の規定中「満12か月齢から満14か月齢のいずれかの月齢」とあるのは「満12か月齢から満17か月齢のいずれかの月齢」に読み替えるものとする。

附 則（平成28年5月9日付け28農畜機第752号）

この規程の改正は、平成28年5月9日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

委 任 状 (例)

一般社団法人長野県畜産会肉用牛肥育経営安定特別対策事業業務方法書に基づく肥育牛補てん金交付契約に係る下記の事項について
に委任します。

記

委任する事項

- 1 肥育牛補てん金交付契約書（以下「交付契約書」という。）第3条の肥育牛
個体登録申込書の作成
- 2 交付契約書第10条第1項の一般社団法人長野県畜産会に対する契約肥育
牛の販売確認申出書及び交付契約書第11条の異動報告書の作成
- 3 交付契約書第6条及び9条の生産者積立金及び手数料に係る委任者の預貯
金口座からの引落とし及び一般社団法人長野県畜産会への納付

平成 年 月 日

受託者（事務委託先）

住所

名称

代表者

印

委託者（契約生産者）

住所

氏名

印